

令和6年度 第1回 横浜市大都市自治研究会 会議録	
日 時	令和6年9月11日（水）午後3時30分～午後5時30分
開 催 場 所	横浜市役所 市庁舎18階なみき6～8会議室
出 席 者	辻座長、出雲委員、伊藤委員、宇野委員、大津委員、神尾委員、沼尾委員（オンライン）、野口委員（オンライン）、望月委員
欠 席 者	大杉委員、勢一委員
開 催 形 態	一部非公開（傍聴者0人）
議 題 等	1 臨時委員紹介 2 議事 (1) 地方制度調査会における議論の状況（情報提供） (2) 特別市の法制化に向けた検討の論点整理（協議） (3) その他
決 定 事 項	○議事を非公開とする。ただし、主な発言の要旨を公表する。 ○次回は、大津委員から、憲法学から見た特別市制度について報告を受ける。
議 事 要 旨	<b>1 臨時委員紹介</b> 今回の研究会から臨時委員として参加する大津委員の紹介が行われた。 <b>2 議事</b> 委員のみが知り得る国等の情報の共有があること、また自由な議論の場とするため、今後の議事について非公開とすることが出席委員の承諾により決定した。 <b>(1) 地方制度調査会における議論の状況（情報提供）</b> 第33次地方制度調査会委員を務めていた伊藤委員から、同調査会における議論の状況について情報提供が行われた。 <b>(2) 特別市の法制化に向けた検討の論点整理（協議）</b> 事務局から資料の説明があり、委員の意見交換が行われた。（主な発言要旨は、次のとおり）
主 な 発 言	<b>2 議事（2）特別市の法制化に向けた検討の論点整理（協議）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定都市市長会の見解では、特別市は特別地方公共団体と位置付けるが、基礎自治体である市のステータスと質的には変わらないということか。</li> <li>・特別市を特別地方公共団体に位置付けると、地方自治特別法の際の住民投票を定める憲法95条や、二元代表制を定める憲法93条すら適用されないといった議論がされる懸念がある。</li> <li>・特別市の検討にあたっては、デジタル化や脱炭素化などの社会課題を踏まえた都市のビジョンやそのための権限の議論も必要になり、それに応じた法制化の目標時期なども考えていくべきである。</li> <li>・少子化と都市集中化が急激に進み、財源不足に直面していく中で、日本全体の持続可能性の観点から、行政をより効率的に運営する方法を危機感を持って考える必要がある。国、都道府県、市町村の画一的な三層制の仕組みを維持していくのは不可能ではないかと思う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別市の議論は、大都市以外の地域も良くなる地方自治制度を日本全体でつくっていく議論でもある。</li> <li>・法制化に向けては、特別市の必要性を示せないで理解を得ることは難しいのではないかと考える。法制化議論の肉付けとして、道府県税を含めて、地方税法をどう見直すのかを考えることも必要となってくるだろう。</li> <li>・画一的な地方自治制度を見直し、地域ごとに選べる、より多様な地方自治制度を整備しておくことは意義がある。</li> <li>・法制度改革には立法事実が必要である。法制化の検討においては、特別市の必要性についての整理が必要になると考える。</li> <li>・法制化を実現するために、どのように国等に働きかけていくかも考えておく必要がある。</li> <li>・理想的な法制化案を検討しつつ、実現可能性にも配慮した制度案を考えていく必要がある。</li> </ul>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・委員名簿</li> <li>・座席表</li> <li>・説明資料</li> </ul>
特 記 事 項	次回研究会については、11月1日 17時から開催予定。

(以 上)